

# 琉球大学学術リポジトリ

占領期・琉球大学の「特色」と国立移管：  
《創設》という構想の起点

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2020-10-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小屋敷, 琢己 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/47073">http://hdl.handle.net/20.500.12000/47073</a>

# 占領期・琉球大学の「特色」と国立移管—《創設》という構想の起点

小屋敷 琢己

## "Peculiarity" of University of Ryukyus during the U.S. occupation; the beginning of the foundation

Koyashiki Takumi

はじめに

琉球大学は、2020年5月で創立70周年を迎える。筆者は、昨年より琉球大学開学70周年記念誌編集専門部会の「分科会1」の分科会員として、主に「布令・琉球政府立の時代」の担当となり、1950年の創立から1972年の日本復帰にともなう「国立移管」までの期間を記述するという事になった。

ただ、27年間の米軍による占領期間のなかで、琉球大学は1950年～1964年のあいだ「布令」によって設立・運営され、64年～72年のあいだの「琉球政府」によって運営された期間を加えると、22年間という決して短くない期間に起こった、さまざまな問題や事実を網羅的に、あるいは編年体として記述するのは困難であった。さらに、これまで琉球大学は、10年ごとに記念誌を刊行しており、その60年誌まで計6冊にわたって、この「布令・琉球政府立の時代」について記述されている。もはや新しい事実がなかなか見つからないなかで、どのような記述をすべきか困難を極めた。

また、以下の本文にもある通り、10年前の60年記念誌のあたりから、琉球大学の歴史そのものが研究の対象となり、論文だけでなく、単著なども公刊され、歴史研究の関心が広がっており、2000年以降の沖縄への関心が高まる中でも特筆すべき状況となっている。もはや、そうした研究成果を無視することはできず、その検証も必要となってきたといえる。

以下の本論は、いったん70周年記念誌のために執筆された文章であるが、上記専門部会のなか

で、このまま掲載されることへの異議が出され、かなり大幅に削除・加筆され再編集されたものとして掲載が認められた。ここでは、修正意見が出された元の原稿を掲載することで公論への問題提起としたい。

### I 「植民地大学」という呪縛からの脱却

戦前から沖縄の歴史研究で著名な東恩納寛惇(1882～1963)は、1958(昭和33)年に沖縄タイムス出版文化賞受賞のため二十数年ぶりに帰郷し(当時:拓殖大学教授)、11月琉球大学・志喜屋図書館にて講演した。この講演は『沖縄タイムス』紙上で「琉大は植民地大学」というセンセーショナルなタイトルで報道され物議を醸すことになる(11月14日付)。この内容は東恩納の全集(全10巻、第一書房、1982年刊)にも収録されていないので、新聞掲載の講演要旨でしか分からないが、次のような発言とされている。

「率直に言って琉大は、フィリピン大学やハワイ大学と並んでアメリカの植民地大学の一つである。沖縄一千年の文化に対し、諸君があるいは大学の当事者がどれほどの理解と同情を抱いているか、そしてこんごの大学発展のためにどのような心構えしているのか、私は心配である。……(中略)

ところがどうでしょう。今日の沖縄は自分で思っていることさえ勝手にいえない。

私が「沖縄の真の姿」というのは、昔と現代の相違である。こんにち自分の口からものがいえないということは、過去とのつながりが何一つなく、精神的な誇るべき何ものもっていないからではないか。誇るべき沖縄の文化に憧れと同情を

抱き、失いかけた心の古里を取り戻すことが、今の沖縄にとってもっとも大事なことでと私は思っている」（誤植等修正）。

新聞記者による要旨なので、詳細な論拠が必ずしも明確ではないが、論点としては二つ指摘しているように見える。一つは、「自分の口からものがいえない」ということを問題にしており、おそらく依然として米軍占領下で「言論の自由」が大きく制限されていることを指摘したものと思われる。もう一点は、琉大の使命として、戦争によって破壊された、沖縄の独自の文化について研究し、そこに誇りをもつべきだということを強調している。そして沖縄の文化を復興し「取り戻す」ことを提言し、沖縄文化や精神性が回復されたとき、はじめて琉大が「植民地大学」から脱却できるという趣旨だったのではないだろうか。

1972（昭和47）年に、沖縄が「日本復帰」を果たしたのとあゆみをそろえて、琉球大学は「国立大学」へと移管をするので、ともかくもアメリカの「植民地大学」から脱却したといえるが、もちろん「日本復帰」が決して沖縄の人びとの多くが期待したようなあり様からはほど遠いものであったように、琉球大学も地方国立大学として期待される姿にすぐになったとはいえないだろう。

そうした過程を振り返るとき、近年、特に沖縄の米軍占領期の歴史研究等が盛んになっており、琉球大学や高等教育機関の問題に焦点をあてる研究も出てきているのは見すごすことができない。そうした研究の一つとして、小川忠『戦後米国の沖縄文化戦略—琉球大学とミシガン・ミッション』（岩波書店、2012年刊）では、「[本研究の目的は]……米国の訴求層として設定した沖縄の人々が、米国の政策にどのような反応を示したのかを検証することである。琉球大学の創設と生成のプロジェクトにおいて、その訴求対象となったのは、大学教員と学生という沖縄の有識者とその将来的予備軍である」（前掲書、281頁）と述べる。そううえで小川は次のように結論づけている。

「……教職は復帰前の琉球大学において最大の就職先であったことを示す。六割を超える琉球大学卒業者が教職員として就職し、戦後沖縄の教育界における指導者になったこと、そうした教職員によって組織された沖縄教職員会が反米基地闘争

において中心的役割を担ったことから、琉球大学において親米有識者を育てることに米国は失敗したということになる」（同前、282頁）。

「また『第一次琉大事件〔1953年〕』、『第二次琉大事件〔1956年〕』において、USCARが琉球大学に『反米』運動を行った学生の処分を迫り、社会問題化させるたびに、『植民地大学』的体質を批判する処分された学生のコメントに注目が集まり、『植民地状況』を脱して日本に復帰すべきであるという論調が高まる形で、米国は人心獲得面での敗北を重ねた」（同前、283頁）。

また、溝口聡『アメリカ占領期の沖縄高等教育—文化冷戦時代の民主教育の光と影』（吉田書店、2019年刊）によれば、「ただし、[米国]陸軍省の教育政策は、元来、戦略的に重要拠点である沖縄の恒久的占領を目的とした文化政策の一環であった。それゆえ、沖縄の返還によって、その目標を達成できなかったというのが、沖縄占領期のアメリカによる高等教育政策に対する正しい評価と言える」（前掲書、128頁）と述べたうえで、結論的に次のように指摘する。

「結局、沖縄の人々にとって、占領期の琉球大学は、『植民地大学』の名称が示す通り、アメリカ側が形容する民主教育の実践の場ではなく、占領者と被占領者の権力関係が、反映された空間だったのである」（同前、130～131頁）。

琉球大学が、米軍の布令によって設立され、その資金のほとんどを米国由来の予算等でまかない、1966（昭和41）年に琉球政府立となるまでは、直接的・間接的に大学運営へ影響を及ぼしてきたことは事実であり、1972年の復帰によって米国の教育政策・文化政策が「終わった」ことも真実の一面であるが、琉球大学の存在意義がすべて「占領者と被占領者の権力関係」に収斂したわけではない。こうした図式による解釈では、むしろ沖縄側が「被占領者」として受動的な存在としか見えなくなるのは問題である。

## II 琉球大学創設の「起源」

1955（昭和30）年1月26日、志喜屋孝信（1884～1955）・初代学長（学長在任：1950年11月～52年6月）が亡くなった。その訃報に接して、東恩納寛惇は「志喜屋孝信君を憶ふ」という文章を『琉球新報』（1955年2月8日～9日付）に

掲載した。

「志喜屋君は、徹頭徹尾教育家であり、彼れ自身も亦全生涯を子弟の教育に捧げつくす決心でゐた」(『東恩納寛惇全集』第9巻、第一書房、1981年刊、174頁)。

しかしながら、戦後の荒廃のなかで、沖縄諮詢会の初代委員長、沖縄民政府の初代知事を歴任し、政治行政の世界での人物として注目を浴びることとなっていた。

それゆえ「彼れの徳望を宣撫工作に利用した占領当局は、彼れに琉大総長を贈り、志喜屋図書館を贈り、教育家としての彼れの空白を埋め合わせようとした」(同前、176頁)と書いているが、沖縄を遠く離れていたために、東恩納の眼にはそう映っていたのかもしれない。これは東恩納だけに限らず、志喜屋をそのように米軍から「御しやすい」人物として描かれることが珍しくないが、果たして実像はどうか。

1950(昭和25)年11月4日、琉大本館前で志喜屋孝信は初代学長に任命されるが、この日はちょうど沖縄民政府知事の退任式でもあり、同時に新たな群島政府知事(平良辰雄)の任命式でもあった。戦前から一貫して教育界を歩んできた志喜屋が、戦後の政治行政の世界に引き込まれたのち、教育者としての本来の姿に戻った瞬間であった。しかし、琉大の学長の座は、決して一方的に(受動的に)あたかも論功行賞として米軍から「贈」られたものではなかった。

これまでの大学史や大学の創設過程の研究によれば、当時の民政府文教部長・山城篤男(1888～1968)が中心的な役割を果たして軍政府を動かして設立へと至ったとされている。

確かに「十周年記念座談会」(1960年12月16日、於・学長室)では、安里源秀学長ほか創立に多少なりともかかわった人たちのいるなかで、明らかに山城篤男を中心に話が展開され、次のように発言している。

「(敗戦)当時教育界では、小、中、高校さえもまだ整備していない時代でありました。すべてこれからといった所だったのです。青少年は進学の熱望を抱いていながら、上級学校には進めず希望を失っていたのです。それを見捨てるに忍びず、大学創設の声が起こったのです」(琉球大学『十周年記念誌』1961年刊、59頁)。

「大学教育は是非急がねばならないといった気持ちに迫られました。はっきりおぼえていませんが、最初、たしか大学設置期成会というものを少人数で作ったと思います。そのメンバーは、たしか安里延君とか長嶺安信君、仲宗根〔政善〕君などで、猛烈に運動していました。機が熟してきましたので、私は文教部長として、民政府の部長会議に大学設立の件を提案しました」(同前、59～60頁)。

この沖縄民政府での部長会議で提案したとされるのが、1946(昭和21)年となっており(同前、24頁)、ハワイの沖縄系移民たちからの大学設立の要請より以前であることが、山城によって明言されている(同前、62頁)。ここで重要なことは、文教部長が急に思い立って提案がなされたのではなく、あるいは米軍関係者からそのように促されたわけでもなく、青少年(主に高校在學生や卒業生)からの「進学の熱望」を受け止め、その声によって「迫られ」るかたちで提案を決意したということである。ここに大学創設の「起点」がある。

この間の事情を前泊朝雄(当時：教育学部助教授)は、『琉球教育史』(琉球大学校外普及部、1952年刊)で次のように叙述している。

「終戦後、琉球教育界が次第に軌道に乗って来ると各高等学校卒業生は、更に大学に於て学術の研究を続けたいという意欲が旺盛になって来た。各高等学校の学生自治会は連合学生自治会を結成し、1947年7月第一回の連合学生会を名護高校に於て開催。第二回は1947年12月文教学校に於て、第三回目が1948年5月知念高等学校に於て開催、各校代表の学生が大学設立の必要を強調、全島高等学校学生会の名に於て、沖縄民政府文教部長山城篤男氏、米軍政府文教部長ミード氏に請願を提出、同時に設立資金に85575円を率先して供出し、促進運動の一翼をになっている」(前掲書、110頁)。

こうした経緯が正確であるとするなら、民政府の部長会議での提案の後も、こうした沖縄社会からの「熱望」と「資金」が届けられ、設立へと「迫られ」ていたことになる。

また、前泊は、「終戦後、琉球大学の誕生を見るに至ったのも、この一連の〔高等専門学校設立の〕運動が結実したもの」(『十周年記念誌』、22頁)と指摘し、こうした流れを溯ると戦前の高等教育請願「運動」に辿り着くと指摘する。

「それは昭和十二年頃から展開された高等学校の設立運動であった。

沖縄は日本本土を遠くはなれた僻遠の地であるが故に、青雲の志を抱く向学の青年達は高等専門の学術を研究するためには、はるばる日本本土まで出かけなければならなかった。したがって経済力の豊かな家庭の子弟以外は渡日研学の機会に恵まれず、才能ある多くの青年男女がその宿命的な悲運に泣かねばならなかった。

この悲しい現実を目撃した当時の心ある教育者並びに政治家達は、沖縄に高等専門学校の設置を日本政府に要望する一大運動を展開した。志喜屋孝信、胡屋朝賞、山城篤男、……の諸氏が中心になり、県当局並に県議会に呼びかけることによって昭和十四年の通常県会の議題として提案され、満場一致可決……時局逼迫のため、その実現を見なかったけれども、沖縄教育進展への一秘史として特筆すべき運動である」（同前）。

この請願「運動」の筆頭に挙げられているのが、志喜屋であり、続いて琉大第2代学長になる胡屋、文教部長となる山城で、これらの人が戦前から高等教育を沖縄県に設立するために実践していたことが指摘されるが、このとき実は、志喜屋は「私立」開南中学校校長（1936～1945）であって、山城は県立第二中学校長（那覇）であった。

### Ⅲ 戦前における高等教育導入の構想と実践

志喜屋孝信は、1884（明治17）年、中頭郡具志川に生まれ、1899（明治32）年中頭尋常小学校卒業後、1904（明治37）年県立中学校を卒業した年に広島高等師範学校（数物化学部）へ進学。同校を1908（明治41）年卒業し、岡山県や熊本県での教職を経て、1911（明治44）年に帰郷し県立第二中学校（嘉手納）へ赴任。1924（大正13）年には校長となる。

一方、山城篤男は1888（明治21）年に糸満で生まれ、1907（明治40）年沖縄県師範学校を卒業、翌年広島高等師範学校（英語部）へ進学。1912（明治45）年同校を卒業し、鹿児島や福岡での教職を経て、1919（大正8）年に県立第二中学校の教諭となり、志喜屋の同僚ともなる。志喜屋が二中校長（那覇）となったのち、1928（昭和3）年に県立第三中学校（名護）が創設され、山城は二中教諭から三中初代校長となる。

この翌年1929（昭和4）年には世界大恐慌にみまわれ、沖縄も「蘇鉄地獄」と呼ばれるように厳しい経済状況におそわれる。こうしたなかで、志喜屋は、当時県会議員であった湧上聾人（1888～1966）の編集した『沖縄救済論集』に寄稿している。

そこで志喜屋は、1864年のいわゆる「デンマーク戦争」を引き合いに出し、戦後の困難を沖縄の現状と重ねて次のようにいう。

「又丁抹〔デンマーク〕は六十年前一大困難に遭遇したのである。……この国難に際し丁抹人は国家再興の道は教育の普及にありと考へ、これが祖国を救う唯一の途なりと信じ、国民全体の精神的教育と科学的訓練との上に国家を建設すべく努力したのである」（湧上聾人編『沖縄救済論集』初版1929年刊、187頁）。

「惟ふに国家が悲境に陥った場合、これが救済策としては何れの国の例を見てもその国民の精神を作興せしむる〔教育〕に帰着するやうである。目下本県は各方面とも行詰まりの状態であるが、この難局を打開するには教育第一主義でなくてはならぬと思ふ」（同前）。

「私は県の将来のため人材養成に全力を注ぐことが本県を永遠に救ふ道だと考へる。勿論本県に於ける万般の事業が盛になることは固より大切なことであるが、然しこれ等各方面の事業に当る人物を養成することが、その根本の問題ではないかと思ふ。私はこの人材養成の適当なる機関として穎才教育〔高等教育〕機関の設置を望むものである」（同前、188頁）。

このような叙述は、戦後の荒廃からの復興に直面した自身の姿を、あたかも予言したものともいえよう。

この後、志喜屋は、県立第二中学校長という要職にありながら、1936（昭和11）年に辞職し、後任は第三中学校長である山城に引き継ぎ、山城は1945（昭和20）年の敗戦で廃校となるまで二中校長を務めあげる。志喜屋は、二中を辞めた後、二つの校長に就任し兼務することとなる。一つは、志喜屋自身が創設した私立開南中学校であり、もう一つは「本県唯一の」夜間中学校（那覇尋常小学校内）である（沖縄県教育会編『沖縄教育』第238号、1936年6月、70頁）。

なぜ志喜屋は、いわば教員としては当時の沖縄

で最高位ともいえる中学校長をなげうってでも私立中学校を設立し、経営が「楽ではない」私立校の校長となって、私財を投じたのか。その自ら執筆したであろう「開南中学校設立認可申請理由書」（1935年10月）には次のようにある。

「わが県民一般の教養程度は他府県のそれに比し著しき遜色あるを見る。統計の示すところによれば、中等学校以降の学校に在学せる本県の生徒数は人口割りに見て全国、最下位にありて各府県平均の百分の三九を示し、その半数にも達せざる現状なり。……

如上の統計の示す本県の劣勢は、県民の好学の熱意なきに因するにあらず。学校なきに因するものなり。而して県民の教育に対する関心の大なるは本県中等学校における入学難の激甚なる実状に鑑みて明らかなり。ここにおいてか吾人の信条とする教育機関の整備が幾多県民の強き要望に根差せるものにして民衆が関心を持たざる事業と断じて類を異にするものなり。

惟ふに県民の向学心厚きは是に慶ぶべき現象なるも、多くの子弟が入学難に身心を榮すること甚だしく、かつこの難関を突破し得ざる多数の子弟が本意なくも初等教育終了に甘んぜざるべからず現状にあり。これ吾人の座視するに忍びざる所なり。またその或る者は詮方なく東京、大阪、鹿児島等の公立中学校に学ぶありて、経済的に父兄の蒙る損失は大なるは勿論、幼稚なる子弟を県外に送る父兄の不安憂慮察するに余りあり。……」（『開南中学校同窓会会誌』、1981年刊、35頁、一部修正）。

こうして1936（昭和11）年に設立された開南中学校は、のちに志喜屋が「移民の子弟が多数中学校に行けぬので、それも収容するというのが趣旨になっています」（前掲『沖縄教育』第285号、1940年5月、14頁）と語ったように、第一～第三中学校へ行くことができない生徒たちからの「進学希望」に応えるため設立されたのであった。そこには、移民帰りの「子弟」も含まれており、また、夜間中学校をも運営し、幅広く高等教育への希望を育て、さらに裾野を広げる事業を実践していたのである。

こうした高等教育機関を求める沖縄社会からの声に応えるという考えは、その後も一貫しており、むしろ年々強まっていくように思われるのは、開

南中学校設立後も、1937（昭和12）年に沖縄教育会が創立記念号を出したとき巻頭論考として「五十周年を迎えて」（前掲『沖縄教育』第248号、1937年4月、19～27頁）を寄稿し、より詳細な統計資料を用いて、今後沖縄に中学校や高等専門学校などが必要であるということを縷々力説しているのを見ても分かる。

先述した、琉球大学の創設という起源は、前泊のいうように、1937（昭和12）年頃に展開された県議会等への請願運動が起点となっているというよりも、さらにその背景として存在している、沖縄社会からの要請に深く根ざしていると考えべきであろう。

志喜屋の創設した「開南」中学校は、敗戦によって廃校となり、現在は地名としてのみ名を残しているが、その創設への想いは、戦後の琉球大学設立へと直接的につながっており、沖縄民政府知事として準備を進め、知事退任と同時に初代学長となったのも「偶然」の「贈り物」などではなからう。この考えは、当然のことながら文教部長であった山城篤男と共有されており、知事と文教部長が中軸となって設立が実現したといってもよい。だが、その考えの根底には、沖縄社会からの要請、特に青年からの熱望があり、志喜屋や山城が行政の担当者として応えるべき位置にあったということを見落としてはならない。そうした要請へと応えたいとする想いは、山城篤男が、戦後沖縄初の私立高校（1962年興南学園初代理事長兼興南高等学校初代校長）を創設したということと、その名称（開南と興南）とともに偶然の一致ではもはやない。

#### IV 国立大学への「移管」と残された課題

1950（昭和25）年5月に開学した琉球大学は、当初は安里源秀を学長代理として発足し、11月4日付で志喜屋孝信が初代学長に就任するが、この就任以前、『沖縄タイムス』で「官界から元古巣へ 志喜屋氏琉大総長へ」と題する記事が掲載される（1950年10月8日付）。そこには志喜屋の談話も載っており、次のように抱負を語ったという。

「琉大には優秀な教授がおられるし、これら教授達と共に教育に関心を寄せる民間の方々やミード、ディフェンダーファー、コバート諸氏の軍の

関係者ともよく協議し琉大の向上充実を図ってゆきたい。……琉大はその機構、制度の点から云えば日米の大学と同様で日米の学制も大いに参考にする積りであるが、しかし一面、琉球独特の大学にしてゆくことにより、その使命が果たされるのではないかとも思っている」(『沖縄タイムス』同日付)。

ここで志喜屋のいう「琉球独特の大学」という大学像がどのようなものであったか、詳細は分からないが、注目すべきは「日米の大学」を参考にはしつつも、それとは異なる点を「琉球独特」という言葉で表していることである。

もちろん「琉球独特」という言葉を、「琉大の特色」と捉えるなら、琉球大学はまったくの無から創設されたのではなく、「沖縄文教学校」がある種の母体となり、この学校の構成が「師範部・外語部・農林部」(玉城嗣久『沖縄占領教育政策とアメリカの公教育』東信堂、1987年刊、23頁)であったことが、琉大設立後、英語学部、教育学部、農学部が大きな柱となった要因と考えられる(その他に、理学部、社会科学部、応用学芸学部があった)。

このことは1966(昭和41)年7月琉球政府立になった時も、文理学部、教育学部、農家政工学部というのが、主な学部であるのと同様である。沖縄県の日本復帰の際に、国立大学へと移管するが、その時の構成は、法文学部、教育学部、理工学部、農学部、保健学部となっており、再編と拡張をしつつも、もとの特色が踏襲されていることが分かる。

こうした「琉大の特色」は、いわば沖縄社会のなかでの琉大の存在意義として生かされてきたが、これは復帰後「移管」によって消滅したのではなく、他の地方国立大学と同様の基準を整備しつつ、この「特色」も継承・発展させられていった。このようにして当初布令によって設立・運営されてきた琉球大学は、「植民地大学」との誹りから、一步一步「脱却」していったことができよう。

だが、残された課題があることも事実であった。「植民地大学」という評価からの「脱却」を示す事例の一つに、いわゆる「琉大事件」の問題がある。

「琉大事件」とは、通例(沖縄戦後史や教育史関連の記述として)で、第一次(1953年)と第

二次(1956年)に区別されているが、時期や対象者が異なる事件であるにもかかわらず、同じ名称で呼ばれてきたことには「共通する特徴」があるためである。それは、米軍当局によって介入を受けた大学の学生懲戒処分という特徴である。

このうち「第二次」について、琉球大学は、2007年に学生処分(除籍処分6名、謹慎処分1名)の「取り消し」を決定し(8月17日)、この措置の「伝達式」を執り行って、出席した元処分学生3名に対して「謝罪」を行った(8月21日)。

それゆえ、大学は、1956(昭和31)年の学生処分(除籍と謹慎)が不当な処分であったことを「認定」し、これについて反省し「謝罪」を行ったことになる。したがって、大学は、その規則を適用することにおいて「過誤」があったことを認め、これを「取消」して、その被害者へ「謝罪」を行ったということが第一義的に重要な事柄である。その際に、なぜそのような「過誤」をしてしまったのかという理由や動機は、米軍からの圧力(大学の資金を凍結する等の脅迫的言動)であったわけであるが、この理由のために大学側の責任が「免罪」されるわけではない。半世紀も溯って学長が「謝罪」したという意義は、大学の責任を明確にしたところにある。

1956年のいわゆる「島ぐるみ土地闘争」において、学外での示威行動へ当時の学生が参加したことをもって、処分の対象としたことは、民主主義的な「表現の自由」等の市民権を侵害する行為であったということになろう。

一方で、「第一次琉大事件」は、①1952(昭和27)年10月に学生サークル「政経クラブ」(10数名)によって雑誌『自由』が発行・頒布されたが(現物は残存せず)、これは大学の許可を受けていないこと。②1953(昭和28)年3月に、学生寮にて米軍による「灯火管制」に従わず、ランプを灯して勉強をしたこと(数名)。③同年3月「学生擁護委員会」の学生(10数名)が那覇市内の学外において、公刊された『アサヒグラフ』(1952年8月6日号)の写真を切り抜いて板に張り付け、街頭宣伝を行ったこと(琉球大学『十周年記念誌』、179頁。琉球大学教授職員会編『琉大事件とは何だったのか』、2010年刊、参照)。

以上、三つの行動に対して4名の学生を「謹慎処分」(4月10日)として通知したが、これ

は大学の機関決定ではなく、大学（安里副学長）からの指示のもと各指導教官が一人ひとりに口頭で通知したとされる。しかし、上記の通り、学生は10数名関わっており、なぜこの4名だけに処分が限定されたのかは不明で、雑誌等の発行に関する規則は、「学生準則」（1952年11月11日施行）であるが、これは『自由』発行以後の制定となり、罪刑法定主義の原則に反する。また、学外での「原爆展」の活動について、これを禁じる根拠としては不当であるという主張もあり、「謹慎処分」の撤回を求めて、4名の学生が5月1日の学外でのメーデーに参加し訴えた。この決議をもって、学長への面会を求めるとしたため、「謹慎処分」を破ったという理由で、5月8日の職員全体協議会（80名程度の参加で10時間超える）にて4名の「除籍処分」を決定した。翌9日、大学は「声明書」を発表。4名の学生には「弁明」の機会が与えられず、処分は確定された（『沖縄タイムス』1953年5月10日付）。

ここで問題となるのは、「第二次」も含めて、学生処分としての「謹慎」と「除籍」の関連性である。「第二次」でも、当初は大学理事会においていったん「謹慎処分」が決定されていた（1956年8月10日）。しかし、この処分決定に米軍関係者が介入し、8月17日に「除籍6名、謹慎1名」が改めて決定され直したのであった。ここでいう「謹慎」は、どういう行為を規制するものであるかということが問題となる。

学生の懲戒規程としての「謹慎」は、1953（昭和28）年12月26日に施行された「琉球大学学則」で初めて制定された。したがって、それ以前には「謹慎」という規程は存在せず、「第一次」の「謹慎」処分はその年の4月10日であるから、規程のないままに処分を下したことになる。ただ、この「謹慎」処分の根拠とされたのは「学生準則」で、その第10条（涉外）として「学生が本学の名を冠し、或いはそれを意味する名義を以て学外に働きかけ又は学外団体に参加しようとする時は第七条又は第九条に準じて承認を受けねばならない」という規程があり、これに該当すると思われる事実が判明した。それは、沖縄朝日新聞社（当時）の主催する「全沖縄青年弁論大会」に、処分学生4名が「琉大生」として登壇し、主に平和問題や復帰の問題について発言したことである（4月5日）。おそ

らくこの規程に反するとして（「承認」を得ずに登壇し発言したこと）、「謹慎」が言い渡されたと考えられる（『沖縄タイムス』1953年5月3日付）。こうして「政治的な集会」に参加し「政治的な言動」を行ったことが、処分の対象となったとされる。

まず懲戒規程としての「謹慎」は、戦後の日本国憲法のもとで教育基本法があり、それに基づく学校教育法の施行規則（1947年制定）では第13条に学生の懲戒規程があり、処分としての種類は「退学、停学及び訓告」であって、「謹慎」という処分規程は存在しない。それゆえ、他の国立大学等ではこれに準じた規程となっている。一方、「琉球大学学則」の学生懲戒規程（第35条）で「懲戒は戒告、謹慎、停学及び除籍の四種」になっているが、1961（昭和36）年7月1日に「謹慎」規程は消滅し、「訓告、停学、退学」の三種に変更された（安里・第三代学長が6月末日退任）。「学生準則」も、1957（昭和32）年に「学生心得」、62（昭和37）年「学生通則」へと改定され、それまで必要だった「副学長による承認」の許可規程に替わって「学生部長への届け出」規程となり、この「通則」そのものが国立移管とともに消滅する。

こうした過程を振り返ってみる限り、琉球大学に「特有」の「学生準則」や「謹慎」規程には、占領軍の意向が反映していると考えられ、民主主義的な市民権（思想信条の自由や表現の自由など）に反しているがゆえに、占領期間の終わりとともに「消滅」したと評価される。

1951（昭和26）年9月以降（～1957年）、アメリカ民政府の民間情報教育部長で琉大財団の理事でもあった、ヘンリー・ディフェンダーファーへのインタビューを1985（昭和60）年に実施した、宮城悦二郎・琉大教授は、次のように記している。

「アメリカが教えようとした民主主義と文化への誇りはブーメランとなって米側にはねかえってきたのも当然であり、問題意識をもった学生たちが米統治に反対したのも必然であった。彼らは灯火管制を無視したり、原爆展を開いたり、土地闘争のデモや集会に参加した。最初の『琉大事件』では四人が退学処分になり二回目の事件では六人が除籍、一人が謹慎処分になった。

大学に圧力



これら学生の処分については米軍や民政府、それに財団理事であったディフェンダーファー自身からも大学側に圧力をかけたのではないかとの問いに『ほぼその通りだ』と認めたが、彼は多くを語りたがらない」（宮城『占領27年 為政者たちの証言』ひるぎ社、1993年刊、85～86頁）。

鋭く質問する宮城に対して、ディフェンダーファーは最後に答える。

「〔琉大は〕自主的に運営されていた。たとえ米軍の司令官でさえ、そうしたいと考えたとしても、学長に電話をしてあれこれ指示するようなことは出来ないようになっていた。もちろんわれわれにも圧力がかかった。……大学の方針は大学の理事会が決定した。安里（源秀）はプレッシャーをかけられて相当苦労しただろう。しかし彼は実によくやってくれた」（同前、87～88頁）。

第一次と第二次琉大事件は、こうして一連のものとして捉えられていたのである。

#### 【主要参考文献】

- 沖縄県学生会編『祖国なき沖縄』新装版、太平出版社、1970年  
広島高等師範学校創立八十周年記念事業会編『追懐』、1982年  
新崎盛暉編『沖縄現代史への証言』上下、沖縄タイムス社、1982年  
志喜屋孝信先生遺徳顕彰事業期成会編『師父 志喜屋孝信』、1983年  
嘉陽安春『沖縄民政府』久米書房、1986年  
沖縄タイムス社編『琉大風土記』、1990年  
山里勝己『琉大物語』琉球新報社、2010年